

Title	ドイツにおけるスポーツと『放送の短時間ニュース報道権』をめぐる法律問題
Author(s)	Andreas, Scheller
Citation	大阪大学, 2000, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41950
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	アンドレアス シェラー Andreas Scheller
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第15125号
学位授与年月日	平成12年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科公法学専攻
学位論文名	ドイツにおけるスポーツと『放送の短時間ニュース報道権』をめぐる 法律問題
論文審査委員	(主査) 教授 村上 武則 (副査) 教授 松井 茂記 助教授 高橋 明男

論文内容の要旨

本論文は、ドイツにおける放送の「短時間ニュース報道の権利 (Kurzberichterstattungsrecht)」の法律問題を研究した。特にスポーツとの係わりにおいて、短時間ニュース報道の権利の法律問題を検討した。この権利は、九〇秒以内ならヨーロッパのテレビ局は無償でサッカーの試合等をニュースとして報道できるとするものである。

そこで本稿は、ドイツの短時間ニュース報道の権利に関し、第一段階として、問題の発生の時点の状況を論じ、第二段階として、この権利を認めた法律の制定、そしてその当時の合憲論や違憲論の内容を考察し、さらに第三段階として、連邦憲法裁判所における口頭審理の様子の検討を経て、さらに第四段階として、一九九八年二月の連邦憲法裁判所の判決内容を詳細に吟味し、及び第五段階として、判決後のさまざまな学説の批判を分析した。これをもって、短時間ニュース報道の権利をめぐる問題点を総体的に考察した。このような研究は、ドイツにおいても日本においてもまだ存在していないように思われる。

さて、連邦憲法裁判所は、おおむね短時間ニュース報道の権利を定めるラントの法律を合憲としたが、無償という限りで憲法違反とした。すなわち、興行主の財産権に対してではなく、その職業の行使に対する制約について、補償を要求した。それは、ドイツ憲法史上、そしてドイツ憲法判例史上、初めて職業の行使の制約に対しても補償を要求するものであり、その限りで新しい思想であるが、本稿はそれらの問題点を論じた。

また短時間ニュース報道の権利を認める公共性について、連邦憲法裁判所は放送の自由の意義を詳しく展開したが、本稿は、その内容に関して詳細に考察した。すなわち、ますます市場化するスポーツとテレビ報道に関し、その実態とその行き過ぎに対処しようとするドイツの「報道の基本供給」の責任の在り方について考察を加えた。

論文審査の結果の要旨

本論文は、ドイツの短時間ニュース報道の権利に関し、第一段階として、問題の発生の時点の状況を論じ、第二段階として、この権利を認めた法律の制定、そしてその当時の合憲論や違憲論の内容を考察し、さらに第三段階として、連邦憲法裁判所における口頭審理の様子の検討を経て、さらに第四段階として、一九九八年二月の連邦憲法裁判所の判決内容を詳細に吟味し、及び第五段階として、判決後のさまざまな学説の批判を分析する。このような短時間ニュー

ス報道の権利をめぐる問題点の総体的・全面的研究は、ドイツにおいても日本においてもまだ存在していないように思われるので、本論文の学問的価値は非常に大きいものと思われる。

さて、連邦憲法裁判所は、おおむね短時間ニュース報道の権利を定めるラントの法律を合憲としたが、無償という限りで憲法違反とした。すなわち、興行主の財産権に対してではなく、その職業の行使に対する制約について、補償を要求した。それは、ドイツ憲法史上、とりわけドイツ憲法判例史上、初めて職業の行使の制約に対しても補償を要求するものであり、その限りで新しい思想であるが、本稿はそれらの問題点を詳細に論ずる。この点で、本論文は、新しい憲法思想の分析にもなっており、その意味で、憲法・行政法学界に大きく貢献している。

また短時間ニュース報道の権利を認める公共性について、連邦憲法裁判所は放送の自由の意義を詳しく展開したが、本稿は、その内容に関して詳細に考察する。すなわち、本稿は、ますます市場化するスポーツとテレビ報道に関し、その実態とその行き過ぎに対処しようとするドイツの「報道の基本供給」の責任の在り方について考察を加えている。この点は、ドイツや欧米においてばかりでなく、わが国においても、今後スポーツと報道の自由をめぐり、大きな関心を引き起こすに違いない。この意味でも本論文の価値は非常に大きいものである。

以上のようなことから、本論文は、博士（法学）に十分値するものと判断する。